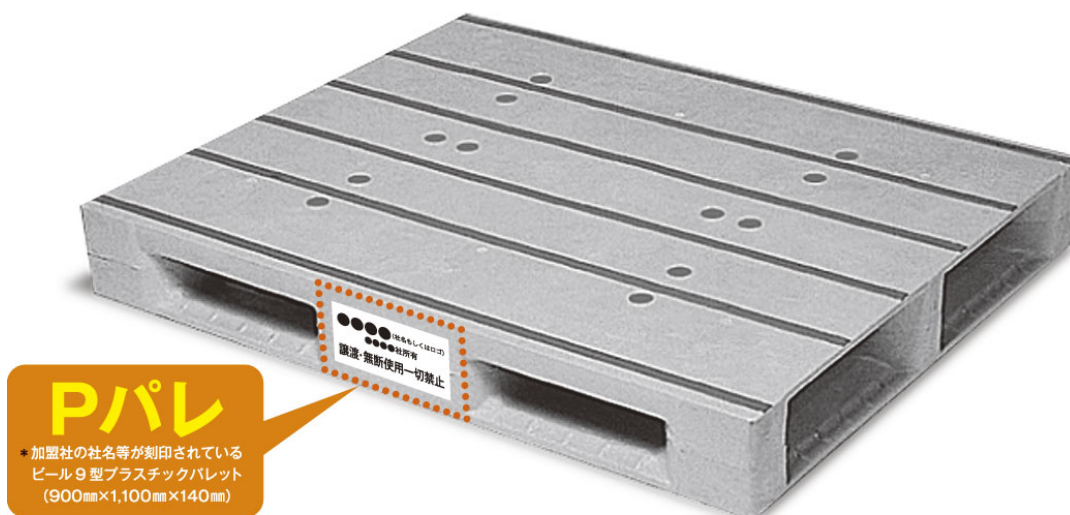


## 1. 所有者と所有権について

- ・Pパレの所有権は一般社団法人Pパレ共同使用会の加盟社にあります。Pパレの側面には所有者である各加盟社の社名やロゴが印字されております。



- ・当会ではPパレの共同利用を促進しており、加盟社以外の商品の運送または保管にPパレを使用することは、加盟各社の所有権を侵害する違法行為です。

## 2. 適正な使用方法とは

### (1) 使用できる範囲

Pパレは、加盟社の商品を運送または保管するためのみ使用できます。当会は加盟社内でのPパレ共同使用を促進しておりますので、当会の加盟社の商品であればどの加盟社のPパレであっても使用することができます。

### (2) 不適切な使用とは

#### 【事例1】

- 加盟社以外の商品をPパレに搭載して、運送・保管すること

#### 【事例2】

- 輸送・保管以外の用途で使用する事  
※倉庫や農地等の敷地の外壁・柵、小売店店頭の商品陳列台

### 【事例3】

○加盟社の許可なく売買すること

※ネットオークションへの出品 等

#### (3) 放置や持ち主不明があった場合

お手元にあるPパレは、速やかに加盟各社にご返還いただきますようお願いいたします。

放置されたPパレや持ち主がわからないPパレを見かけましたらご連絡ください。

(連絡先: 0120-952-259)

### 3、不適切使用時の「即時(善意)取得」の主張に対する当会の見解

#### (1) 「即時(善意)取得」とは

動産を占有している無権利者を真の権利者と過失なく誤信して取引をした者に、その動産について完全な所有権または質権を取得させる制度のこと。

(あるモノを他人の所有物だと知らず取得したときに一定の条件下で所有権を得られる制度)

#### (2) 当会の見解

Pパレは、そもそも共同使用会加盟社間において自社商品の輸送・保管の目的で共同使用されるものであり、それ自体取引の対象となるものではありません。また、Pパレには所有者である加盟社が自社のロゴや社名を印字しており、Pパレ自体から誰の所有物であるかが容易に判別可能です。従って、当法人はPパレを第三者から買い取ったと主張する方に対して法的に即時取得をする余地がないものと考えています。